

瀬戸市総合教育会議の運営に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、瀬戸市総合教育会議設置要綱（平成27年9月28日施行）に定める瀬戸市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（日程調整及び招集手続）

第2条 市長は、総合教育会議の開催日を調整し、教育委員会に通知するものとする。

（議題の調整等）

第3条 総合教育会議における議題の調整及び取りまとめは、行政経営部経営課（以下「担当課」という。）が行う。

2 総合教育会議は、協議又は調整を行う上で必要があると認めるときは、関係部局の職員に対し会議への出席を求めることができる。

（協議又は調整の対象としない事項）

第4条 次の各号に掲げる内容については、総合教育会議において協議又は調整の対象としない。

- (1) 教科書の採択に関すること
- (2) 個別の教職員人事に関すること
- (3) その他政治的中立性の要請が高い事項に関すること

（会議開催の周知）

第5条 担当課は、ホームページなどを通じて、総合教育会議の開催に関する情報を広く周知しなければならない。

（議事進行）

第6条 市長は、総合教育会議の議事を進行し、会務を総理する。

(会議の非公開)

第7条 総合教育会議は、次の各号に掲げる事情を考慮し、出席者の過半数の同意により非公開とすることができる。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき。
- (3) その他公益上必要があると認めるとき。

(傍聴の手続)

第8条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(別記様式)に必要な事項を記入しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人数の制限)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(行為の禁止)

第10条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 会議の妨害となるような挙動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定すること。

(違反に対する措置)

第 1 1 条 市長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第 1 2 条 傍聴人は、前条の規定により退場を命ぜられたとき、又は総合教育会議が秘密会の議決をしたときは、直ちに退場しなければならない。

(会議運営の補助)

第 1 3 条 教育部学校教育課は、必要に応じて総合教育会議の運営に関し補助する。

(雑則)

第 1 4 条 この要領に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関して必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 9 月 2 8 日から施行する。

別記様式（第8条関係）

傍聴人受付簿

月 日	氏名	住所	職業